

取扱区分：「公開」

令和6年第5回

# 周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和6年5月10日（金）10時00分

於：周南市役所 共用会議室G

# 令和6年第5回

## 周南市農業委員会総会議事録

1 日時 令和6年5月10日（金） 午前10時02分 ～午前10時36分

2 場所 周南市役所 共用会議室G

3 出席者等

(1) 出席委員 15人

1番	林	俊一	2番	歳	光時正
3番	野	村邦幸	4番	重	永正人
6番	笠	井保雄	7番	河	内邦雄
10番	高	橋恵	11番	秋	貞啓子
12番	藤	井孝	13番	山	下敏彦
14番	瀧	山美智子	15番	市	川進
16番	有	馬俊雅	17番	兼	重智
18番	田	中榮作			

(2) 欠席委員 4人

5番	佐	伯伴章	8番	藤	原典子
9番	佐	伯信治	19番	白	石純治

(3) 事務局職員 4人

局長	中山	浩毅	次長補佐	神本	和典
書記	重岡	のぞみ	書記	山崎	絵美

(4) 傍聴人 なし

#### 4 議事日程

##### 第1 議事録署名委員の指名

##### 第2 議決事項

議案第19号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	2件
議案第20号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について	1件
議案第21号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	1件

##### 第3 報告事項

報告第30号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について	16件
報告第31号	農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について	1件
報告第32号	農地法第5条第1項第1号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について	4件
報告第33号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について	9件
報告第34号	農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について	1件
報告第35号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について	5件
報告第36号	非農地判断の結果について	17件
報告第37号	非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について	30件
報告第38号	贈与税の納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明について	1件
報告第39号	相続税の納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明について	7件
報告第40号	現況が農地でないことの証明等について	5件
報告第41号	土地改良法第3条の規定による土地改良事業に参加する資格に係る承認等について	60件

中山事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、19人中15人で、周南市農業委員会総会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、5番・佐伯伴章委員、8番・藤原典子委員、9番・佐伯信治委員、19番・白石純治委員の4人で、周南市農業委員会総会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

議案等についての発言の際は、着席のままでお願いします。

それでは、議長よろしくをお願いします。

開会（午前10時02分）

議長（山下会長）

それでは、ただ今より令和6年第5回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会総会会議規則第25条第3項に規定された議事録署名委員は、議長より指名することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議長より指名いたします。

3番・野村邦幸委員、4番・重永正人委員のご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

議案第19号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

1ページの議案第19号は、1議案2件です。

番号1番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田1筆の面積が1,885平方メートルの農地です。

権利移動は、所有権移転で、申請譲渡人は後継者がいないため譲り渡すものです。

譲受人は、当該農地は自己が所有する農地に隣接しており、譲渡人からの申出により水稻等を栽培するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

歳光委員

2番歳光委員

2番、歳光です。

番号1番について、去る4月30日に推進委員、事務局職員と私とで現地調査を行いましたので報告します。

申請地については申請譲受人が以前所有していた農地でしたが、譲渡人の父親に所有権を移転し、現在まで耕作され、また管理農地として管理されておりました。

譲渡人が平成23年に父親から相続している農地であります。後継者がいないため、今回、元の所有者である譲受人に改めて所有権移転をするものです。

譲受人は申請地近くの農地を現在も耕作しているので、譲渡人の申出により農地を譲り受けるものです。

調査項目に従い調査を行いましたが無題ないと思われますので、よろしくお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第19号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第19号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第19号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第19号、番号2番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

番号2番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が227平方メートルで、申請譲受人が管理を任されていた農地です。

権利移動は、所有権移転で、譲渡人は遠隔地に居住しており農地の管理が難しいため譲り渡すものです。

譲受人は、タマネギやインゲン豆等の露地野菜を栽培し自家消費するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

歳光委員

2番歳光委員

2番、歳光です。

番号2番について去る4月30日に事務局職員と私で現地調査を行いましたので報告をいたします。

申請譲渡人は県外に居住しており管理ができないため、申請地については譲受人が長年耕作管理をしていたものですが、3反要件が撤廃されたため、今回所有権移転を行い、野菜等を栽培するものです。

調査項目に従い調査を行いましたが無問題と思われると思います。

よろしくご審議をお願いし、報告を終わります。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第19号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第19号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第19号、番号2番は、許可と決定いたします。

次に、議案第20号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

山崎書記

山崎書記

2 ページの議案第20号は、1 議案 1 件です。

番号 1 番についてご説明いたします。

本件は、議案第19号番号 1 番の全部効率利用要件に関連した案件です。

事業用倉庫への転用申請ですが、1,613平方メートルの内の602平方メートルは、昭和40年頃に事業用倉庫として転用されており、この無断転用の部分について追認をするか否かの事案となります。

申請地は、熊毛武道館から北東約150メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は、参考資料の 1 ページから 4 ページのとおりです。

農地区分は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められている第 3 種農地に該当します。

申請人は、農業とは別に事業を営んでおり、農機具や事業用資材等を保管するための倉庫を建築したとのことでした。

本事案は、顛末書が添付されています。

無断転用については、反省をされ、今後は農地法等の法令を遵守するとのことでした。

まず、原則通り原状回復を求めるかについてですが、隣接地を店舗兼作業場として使用しており事業に影響を及ぼす可能性があることや、設置から相当の年数が経過していることから慎重に検討する必要があると考えます。

事業計画書、被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしていると考えます。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

歳光委員

2 番歳光委員

2 番、歳光です。

番号 1 番について去る 4 月 30 日に推進委員、事務局職員と私とで



現地調査を行いましたので報告をいたします。

申請地については、面積1,613平方メートルのうち602平方メートルについて、昭和40年頃から農業用倉庫及び事業用倉庫として無断転用されたまま現在まで使用されていたことが、先ほどの議案第19号番号1番の要件を調査する中で判ったため、今回の農地転用許可申請となりました。

申請人の父親の代で行われた無断転用が、申請人の子供時代の話でわからなかったとのことでしたが、顛末書が添付されており深く反省し、今後は農地法を遵守していくと言っておられます。

調査項目に従い調査を行いました。問題ないと思われま

す。よろしくご審議をお願いし、報告を終わります。

ありがとうございました。

それでは、議案第20号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第20号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第20号、番号1番は、許可と決定いたします。

次に、議案第21号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

山崎（やまさき）書記

3ページの議案第21号は、1議案1件です。

それでは、番号1番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パ

議長（山下会長）

山崎書記

ネル設置面積382.32平方メートル、パネル枚数148枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、高齢で管理が困難となったことから、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、鹿野総合支所から北へ約1,400メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は、参考資料の5ページから9ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

野村委員

4番野村委員

3番、野村です。

番号1番について報告します。

去る4月25日、推進委員と事務局職員と私とで現地調査をしました。

申請地は耕作されておらず、ブドウの木が2、3本残っていました。

譲渡人は父親が亡くなり相続しましたが、遠方に住んでいるため管理ができず、今回、譲受人から太陽光発電システムを設置したいとの申出があり承諾したと、電話にて確認しました。

後日、譲受人とも電話にて確認しました。

最近、太陽光発電施設に近接する水路の草刈が十分でないとの苦情がかなりあります。

そのため、申請地のすぐそばの水路について、草刈りをして水路に草がかぶさらないように管理をしてくれということを確認いたし

ました。

譲受人からは通常は年2回の草刈りをするが、3回から4回は確認して草刈りをしますという返事はいただいております。

譲受人は東京の会社ですが、現地を確認してもう一度どのようにするか連絡するという事になっています。

申請書、事業計画書、その他書類を確認しましたが、問題はないと思われま。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第21号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませぬか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第21号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませぬか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第21号、番号1番は、許可と決定いたします。

次に、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第30号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

4ページから9ページの報告第30号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は16件です。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

中山事務局長

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第30号を終わります。

続きまして、報告第31号「農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

10ページの報告第31号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。

今回は1件で、農地法施行規則第29条第1号に規定された農業用施設に転用するものです。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理致しましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第31号を終わります。

続きまして、報告第32号「農地法第5条第1項第1号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

11ページから12ページの報告第32号は、山口県が施行する公共事業のために必要とする農地等を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は4件で、番号1番から番号3番までが、河川災害復旧工事のための一時転用です。

番号4番は、令和3年9月総会報告第52号番号1番で報告した山地災害重点地域総合対策事業の事業計画の変更で、一時転用の期間

及び転用面積を変更するものです。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で報告第32号を終わります。

続きまして、報告第33号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

13ページから15ページの報告第33号は、市街化区域内にある農地等を、あらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、9件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第33号を終わります。

続きまして、報告第34号「農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

16ページの報告第34号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。

今回は、1件です。

農地法施行規則第53条第5号に規定された周南市が行う公共工事のための一時転用でございます。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第34号を終わります。

続きまして、報告第35号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

17ページの報告第35号ですが、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び農地法施行規則第58条第1項の規定により、毎年、事業の状況などを事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならない、とされているもので、今回は5件です。

添付書類も完備されており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を満たしておりますので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第35号を終わります。

続きまして、報告第36号「非農地判断の結果について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

18ページから19ページの報告第36号は、利用状況調査実施後に非農地判断が必要な対象地を抽出し、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により対象地が農地に該当するか否かの判断をいたしましたので、周

南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領第14条の規定により、非農地判断の結果を報告するもので、今回は17件です。

判断の結果、農地に該当が2筆、996平方メートル、非農地に該当が15筆、9,371平方メートルであると決定しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第36号を終わります。

続きまして、報告第37号「非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

20ページから21ページの報告第37号は、非農地判断施行前に非農地扱いとした土地、事務局判断により非農地扱いとした土地又は農地とした荒廃農地のうち、課税地目が田又は畑以外であるものについて、周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱の規定に基づき、総会へ非農地であることを報告するもので、今回は、土地所有者等から非農地通知書交付の希望のあった30件です。

これらの土地は、既に農地台帳の現況地目を非農地として処理していましたが、今回、非農地であることを総会へ報告し、非農地判断の手続を補完するものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第37号を終わります。

続きまして、報告第38号「贈与税の納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

22ページの報告第38号は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定により贈与税の納税猶予の適用を受ける農地等について、農業経営を引き続き行っていることの証明願いがあったもので、今回は1件です。

内容は記載のとおりで、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地を確認いたしました。

添付書類も完備されており、事務局長専決により証明いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第38号を終わります。

続きまして、報告第39号「相続税の納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

23ページから24ページの報告第39号は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により相続税の納税猶予の適用を受ける農地等について、農業経営を引き続き行っていることの証明願いがあったもので、今回は7件です。

内容は記載のとおりで、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地を確認いたしました。

添付書類も完備されており、事務局長専決により証明いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第39号を終わります。



続きまして、報告第40号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

25ページから26ページの報告第40号は、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領の規定に基づき、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をし、その結果により非農地証明書等を交付したもので、同要領第18条の規定により報告するもので、今回は5件です。

非農地判断の結果、すべて非農地であると決定し、非農地証明書を交付しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第40号を終わります。

続きまして、報告第41号「土地改良法第3条の規定による土地改良事業に参加する資格に係る承認等について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

27ページの報告第41号は、安田地区において行われる予定の土地改良事業についてです。

土地改良法は、原則として、農用地の所有者ではなく耕作者等、即ち農用地につき権限に基づき耕作又は養畜の業務を営む者が、土地改良事業に参加する資格を有すると定めています。

このたび、耕作者等と所有者間で合意が整い、土地改良法第3条第1項第2号の規定により、所有者が土地改良事業に参加する資格について農業委員会の承認を得るため、土地改良法施行令第1条の3第1項の規定に基づき所有者から当該土地改良事業に参加すべ

き旨の申出書が提出されました。

この申出に当たっては、当事者間で合意が整っているとのこと、土地改良事業は、比較的長期間の事業であることや土地の区画形状の変更や換地処分など土地の所有権にかかわるものであることから、所有者が当該土地改良事業に参加することに問題はなく、事務局長専決により、土地改良法施行令第1条の3第2項の規定に基づき当該申出を承認することを決定し、同条第3項の規定に基づきその旨を公告するとともに、申出者及び耕作者等へ通知いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第41号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和6年第5回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午前10時36分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し議長及び署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和6年5月10日

周南市農業委員会

議長（会長） 山 下 敏 彦

署名委員 野 村 邦 幸

署名委員 重 永 正 人